

電気事業法等の一部改正案の概要（④）

背景

- 1 原発稼働については、政府における政策判断としてどのように考えるのかが明確ではない。
- 2 原発稼働に対する政府の責任を明らかにするため、政府において原発稼働に係る最終的な判断を示す制度を構築する必要がある。

概要

- 1 原子力発電工作物を設置している電気事業者は、毎年度、供給計画（原子力発電工作物の名称、発電能力及び発電計画を含む。）を作成し、当該年度の開始前に、使用前検査合格証及び特定都道府県の同意証書を添付して、経済産業大臣の認可を申請し、その認可を受けなければならないこと。これを変更しようとするときも、同様とすること。
- 2 経済産業大臣は、1の認可をしようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣、環境大臣その他の政令で定める行政機関の長に協議しなければならないこと（関係閣僚会議）。
- 3 経済産業大臣は、供給計画がエネルギー基本計画に照らして適当であり、かつ、電気の安定供給の確保その他の電気事業の総合的かつ合理的な発達を図るため適当であると認めるときは、供給計画を認可するものとする。
- 4 1の電気事業者は、1による認可を受けなければ、電気の供給並びに電気工作物の設置及び運用をしてはならないこと。
- 5 エネルギー基本計画の記載事項に、「エネルギーの需給に関する長期的見通し」を追加すること。

